

図6 地域の水災害リスクの評価のイメージ

都市の歴史的な形成過程を見ると、現在、都市機能や居住の集中する区域は、従来からその都市の重要な位置を占めてきた区域であることが多く、都市的土地利用を継続する方向で検討されることが多いと思われるが、治水事業等により安全が確保されることを前提にハザードが想定される区域においても都市

的土地利用が進んだ場合など、治水対策等と都市の形成には様々な経緯・背景があるため、防災まちづくりの方向性を検討するにあたってこれらを把握しておくことは有用である。

都市計画には、現在及び将来の都市構造や、都市機能上重要な都市施設、予定されている市街地整備事業などが位置付けられており、

水災害リスクのある地域の都市機能、都市全体における位置付けを把握することができる。

さらに、現在の状況だけでなく、過去から現在までの人口の増減や将来推計、事業所の増減や産業構成の推移、空地・空家の動向等を把握することで、当該地区の存立・持続可能性、今後の発展性等について確認することは、防災まちづくりと都市のコンパクト化の取組との整合を図るなど、中長期的なまちづくりの方向性を考えるうえで有用である。

2) 防災まちづくりの方向性

防災まちづくりの方向性は、水災害リスクを可能な限り避けることを原則としつつ、1) により分析した都市の構造や歴史的な形成過

程、人口や土地利用の動向を踏まえ、地域の持続可能性、暮らしの豊かさ、快適性等の様々な観点からのまちづくり全体との総合的なバランス、リスクの大きさに対する都市的土地利用を継続していくことの意義等を考慮し、決定する。

その際、水災害リスクが存在する区域ごとに、

都市機能上の必要性等を勘案し、水災害リスクを軽減し、あるいはこれ以上増加させない対策を講じながら都市的土地利用を続けるか

残存する水災害リスクが大きいことが見込まれ、都市的土地利用を避けるかの方向性を検討する必要がある。

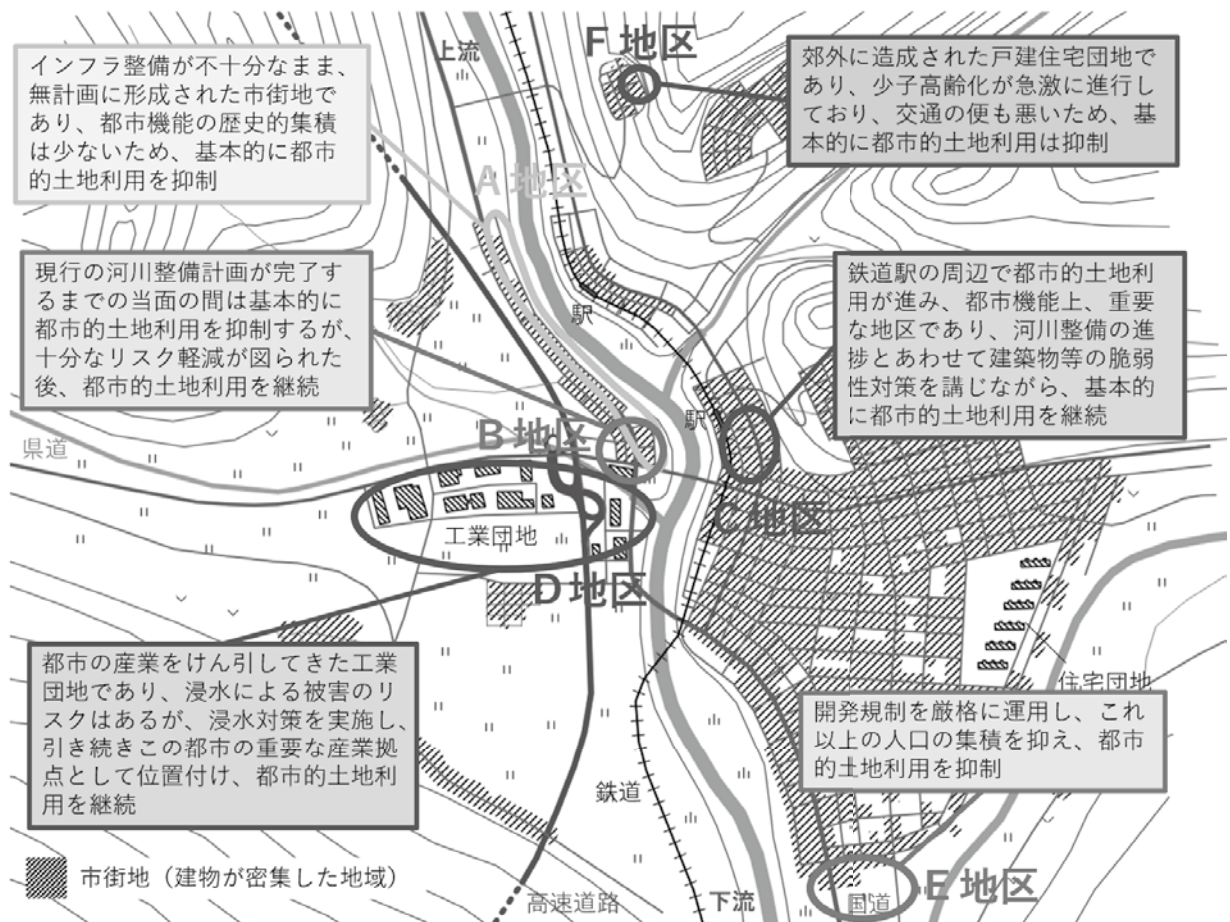


図7 防災まちづくりの方向性の検討イメージ

(注：あくまで検討イメージであり、まちづくりの方向性は地域の実情に応じて検討すること)

また、水災害リスクが低い地域についても、ハザードの大小や、現状及び将来的な土地利用の状況を踏まえ、新たにリスクを増加させないよう防災まちづくりの方向性を検討することが重要である。

3) 関係部局との密接な連携等

水災害リスクが高く評価された区域であっても、治水事業等を実施することで、都市的土地利用を続けられる程度に水災害リスクを低く抑えることも考えられるので、都市計画部局は、防災まちづくりにおいて対応可能な範囲を見極めつつ、方向性の検討の早い段階から治水事業等を行う治水部局と情報交換を行うなど、地域として効果的な対策を講じられるよう密接に連携を図ることが望ましい。また、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラを推進する観点から、公園・緑地政策、環境政策、農業政策等の他の政策との連携についても重要である。

さらに、検討した防災まちづくりの方向性

を、市町村マスタープランや立地適正化計画（防災指針）、市町村地域防災計画等に位置付け、実効性を担保していくことが考えられる。

3.4 水災害リスクを軽減又は回避する対策

防災まちづくりの方向性を実現するため、市町村は、水災害リスクが存在する区域について、河川管理者等や都道府県と協働して、地域住民の理解を得ながら、水災害リスクを軽減又は回避するための対策を総合的に検討する必要があり、本ガイドラインにおいては、その考え方や対策例等を紹介しているが、これらについても地域の実情に応じて検討されることが望ましい。

1) 河川整備等と防災まちづくりの総合的・多層的な取組

防災まちづくりの方向性に対応して、ハザード、暴露及び脆弱性を小さくしていく方策を検討していくこととなるが、防災まちづくりの取組と河川整備等との連携が重要となっ

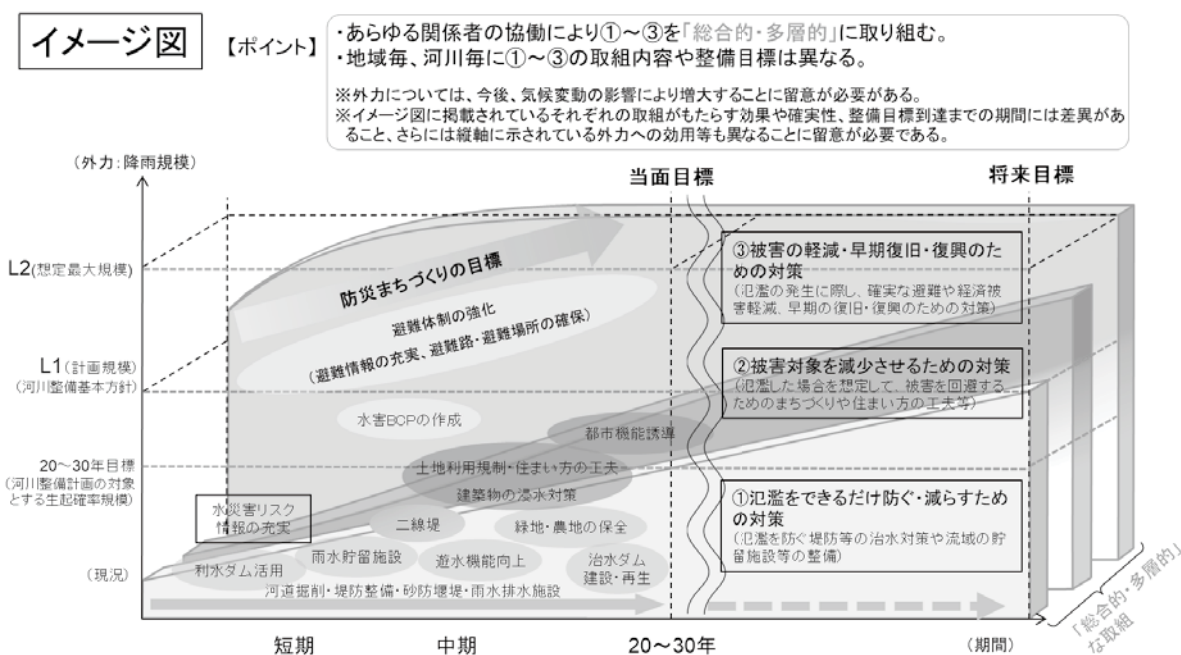


図8 防災まちづくりにおける総合的・多層的な取組のイメージ

てくる。

河川整備によって治水安全度が達成されるには一定の期間が必要であり、その間、リスクがあることを認識・受け止めた上で、リスクを軽減する対策を講じながらまちづくりを進める必要があることや、人命を守る「避難」では対応できない経済被害の減少などについて防災まちづくりでの対応が有効であるなど、河川整備等と防災まちづくりの総合的・多層的な取組により、想定最大規模の水災害発生時においても、できるだけ被害を軽減させ、水災害に強いまちづくりを目指すことが必要である。

2) 防災まちづくりの対策と目標設定

ハザードに対する対策、暴露を小さくする対策又は脆弱性を小さくする対策について、河川整備計画に基づく治水事業等の進捗を踏まえて、地域の水災害リスクや水災害を引き起こす洪水などの水の挙動、河川・流域の特性に応じて適切に組み合わせることが重要である。この際、対策に要する時間、緊急性、費用対効果及び対策の優先順位を考慮の上、ハード・ソフト対策を効果的に組み合わせることも重要である。

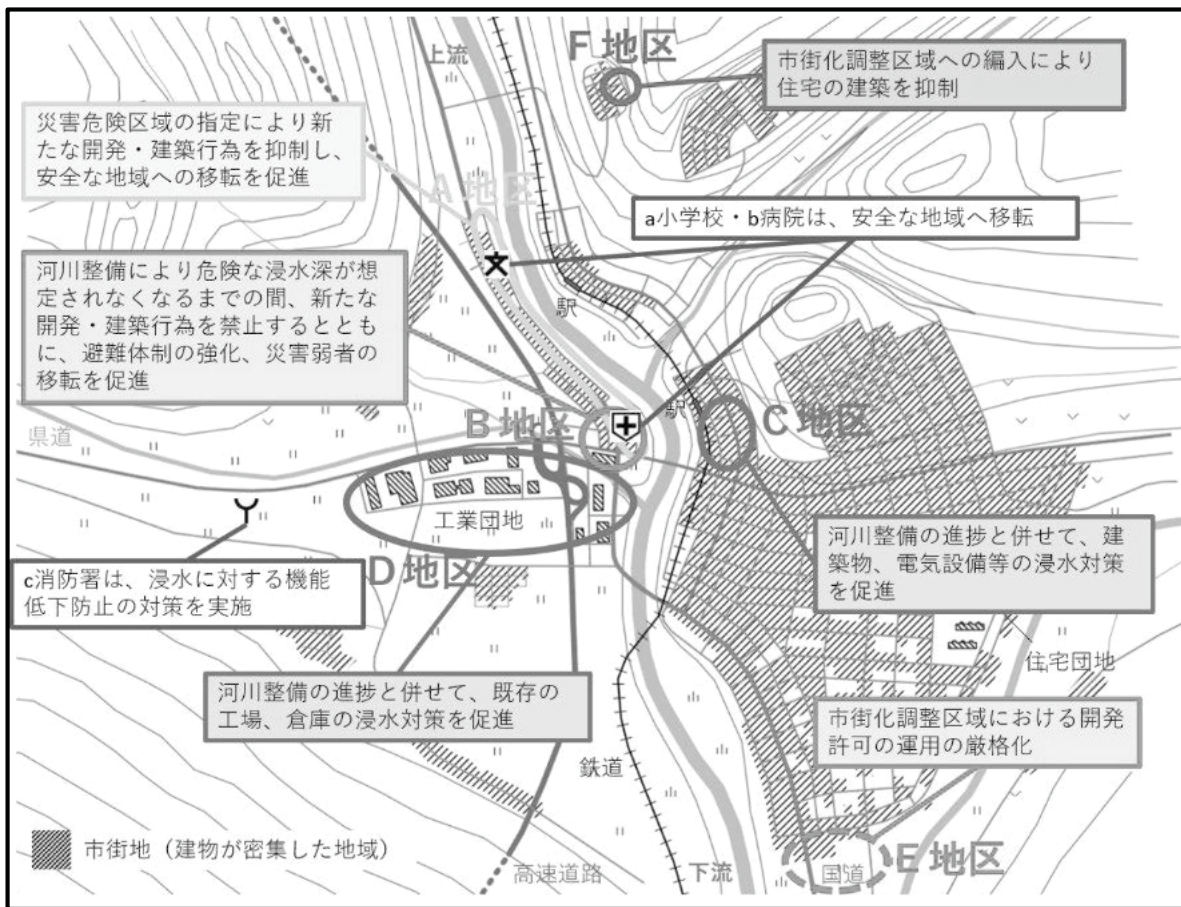
これらの防災まちづくりの対策を計画的に実行していくためには、防災まちづくりの目標を設定することが重要である。その目標期間は、都市計画（概ね20年後）と河川整備計画（20～30年後）の計画期間及び取組内容の進捗度を意識しつつ、短期（おおむね5年程度）、中期（おおむね10年程度）も含め、段階的に設定することが考えられ、防災まちづくりの方向性と併せて、市町村マスタープラン等に位置付けることも考えられる。

3) 地域の関係者との合意形成

地域にどのような水災害リスクが存在し、そのリスクを軽減するためにどのような対策を行う必要があるのか、地域の住民や地域に事業所を有する事業者をはじめとする関係者との間で合意形成が図られることが重要である。このため、地域の関係者自らが水災害リスクに向き合うことができるよう、地域の水災害リスク評価の結果、とり得る対策及び当該対策によるリスク軽減の程度、費用対効果、対策に要する時間等について、地域の関係者への情報提供、視覚的な情報発信ツールの活用など分かりやすい説明により理解を得ることに努めるべきである。

対策種別	対策メニュー(短期)	対策メニュー(中長期)
脆弱性を小さくする対策	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路・避難施設の確保 ・避難体制の強化 ・建築物の浸水対策(新規に建築される場合、既存建築物の簡易的な対策(止水板の設置等)) ・開発許可基準の強化(新規の開発行為) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の浸水対策(既存建築物の建替え等の際に推進) ・面的な土地の対策
暴露を小さくする対策	<ul style="list-style-type: none"> ・建築、開発行為の禁止(新規に建築、開発される場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住、都市機能の立地誘導 ・移転
ハザードに対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留浸透施設の設置 ・緑地、農地の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・二線堤、輪中堤の整備 等

図9 防災まちづくりの対策メニューの例



【防災まちづくりの目標のイメージ】
 開発・建築の規制や移転を促進する地区では、「5年後までに想定死者数を0人する」など
 浸水対策を促進し、都市的土地利用を進める地区では、「20年後までに事業所償却・在庫資産被害額の推計を半減させる」など

※あくまでイメージであり、地域の実情に応じて検討すること。

図10 水災害リスクの軽減・回避対策及び防災まちづくりの目標設定イメージ

3.5 関係者間の連携

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを進めるにあたっては、流域・広域の観点からの関係者の連携、関係者が連携するための体制構築が重要であり、本ガイドラインにおいてもその考え方を記している。

1) 流域・広域の観点からの連携

ある地域の水災害リスクを軽減する対策が

別の地域のリスクを増大させる恐れもあるため、流域内のリスク分担に留意し、上流・下流、本川・支川の治水バランスを確保し、流域全体で安全性を確保することが重要で、一市町村の防災まちづくりの取組では安全確保に限界がある場合もあることから、流域・広域の観点から関係者が連携することが必要である。

2) 連携体制の構築

治水、防災、都市計画、建築等の関係部局や、地域住民や民間事業者など、関係者の意識共有が必要であり、情報共有・連携を図るための体制の構築が必要である。さらに、行政内に各分野横断的な知識を有する人材の確保・育成や、各分野の専門家の協力、技術的助言が得られる体制の構築を図ることが望ましい。

的なものとなるよう、引き続き、各地方公共団体における取組を支援してまいりたい。

4. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの取組に向けて

頻発化・激甚化する水災害に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」の取組が推進されており、3月には全国109の一級水系などにおいて「流域治水プロジェクト」が策定・公表、流域治水関連の取組の実効性を高めるための特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（流域治水関連法）が5月に公布されたところである。

また、令和2年の都市再生特別措置法の改正により制度化された、立地適正化計画の居住誘導区域内の防災・減災対策を定める「防災指針」についても、全国で作成の取組が進んでいるところである。

これらの取組は、いずれも、治水、防災、都市計画、建築等関係する部局の積極的な連携、地域住民等とのリスクコミュニケーションが非常に重要となってくる。本ガイドラインは、これらの水災害対策とまちづくりの連携を図るうえで、ベースの考え方として参考になるものであり、また、実際の取組状況を踏まえて、本ガイドラインも適時、充実を図っていくものである。

頻発化・激甚化する水災害に対する防災まちづくりの取組が、地域の実情に応じて効果